

入札保証金の取り扱いについて（波佐見町契約に関する規則第5条）

波佐見町の一般競争入札に参加する場合は、入札保証金の納付が必要です。

入札保証金とは、町が契約を締結するにあたって、競争入札に付した場合、契約の締結を担保するとともに落札者が万一契約を締結しないときに町が被る損害の補償を容易にするために、入札参加者から徴しておく保証金です。

1 入札保証金の納付について

波佐見町の一般競争入札に参加する場合は、別に定める期日までに契約希望金額（消費税含む。）の100分の5以上（注1）の入札保証金の納付が必要です。

納付された入札保証金は、入札終了後に受注者の請求により返還します（利子につきません）。

（注1）単価契約の場合は、契約単価（消費税含む。）に予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上

2 複数年契約の入札保証金の扱い

(1) 長期継続契約

長期継続契約の場合は、契約希望金額の年割最高額（1年当たりの金額の最高額）の100分の5以上を入札保証金とします。

(2) 債務負担行為及び継続費に基づく契約

債務負担行為に基づく契約の場合は、契約希望金額の満額の100分の5以上を入札保証金とします。なお、継続費に基づく契約も同様とします。

3 入札保証金の免除（波佐見町契約に関する規則第5条第1項第1号から第2号）

次の各号などに該当する場合には入札保証金の納付を免除されることがあります。

(1) 入札参加者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

※ 損害保険会社と町を被保険者とする入札保証保険契約（注2）を締結し、保険証券（原本）を町へ提出してください。

（注2）保険契約では次の点に注意してください。

- ・入札保証保険の終期は、開札日から7日目とすること。
- ・契約希望金額（消費税含む。）の100分の5以上の定額でん補とすること。

(2) 入札参加者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらのすべてを誠実に履行した者であり、その者が履行しないこととなるおそれがないと認めるとき。

ア 過去2年間とは対象案件の開札日を基準とし、開札日から過去2年以内に完了したことをする。

複数年契約の場合には、履行開始から1年を経過する毎に1回の履行があったものとみなします。

イ 契約実績を証明する書類として、入札保証金免除申請書及び実績の分かる資料（契約書の写し、履行実績証明書（任意様式）等）を提出してください。ただし、波佐見町発注分については実績の分かる資料の提出は不要です。

4 入札保証金に代わる担保の提供

入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

- (1) 国債、地方債
- (2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
- (4) 定額預金証書
- (5) 鉄道債券、電信電話債券その他政府の保証ある債券
- (6) 金融債券及び確実と認める社債
- (7) 銀行又は契約担任者が確実と認める金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

5 その他

- (1) 免除申請をする場合は、別に定める期日までに申請を行ってください。
- (2) 免除申請において、虚偽の申請により不正に入札保証金の免除を受けたことが判明した場合、契約解除や指名停止措置等を行うことがあります。